

(保健福祉局)

(別冊 2)

令和6年第1回定例会議案説明資料(新旧対照表)

5 議案第32号 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について	
(1) 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例①	・・・ P3
(2) 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例②	・・・ P44
(3) 千葉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例①	・・・ P52
(4) 千葉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例②	・・・ P61
(5) 千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例	・・・ P67
(6) 千葉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P75
(7) 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例	・・・ P83
(8) 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例	・・・ P107
(9) 附則	・・・ P116



第1条 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する 基準（第148条の2—<b>第148条 の4</b>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第10章～第17章（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<b>厚生労働大臣</b>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>（12）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第</p>	<p>目次 第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する 基準（第148条の2—<b>第148条 の5</b>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第10章～第17章（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<b>主務大臣</b>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>（12）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第</p>

<p>42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>厚生労働大臣</b>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第78条に規定する指定生活介護の事業、第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第161条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<b>指定通所支援等基準条例第61条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</b>、指定通所支援等基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援等基準条例第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第81条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の12及び第200条の20第2項において「指定居宅介護事業</p>	<p>42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>主務大臣</b>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第78条に規定する指定生活介護の事業、第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第161条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業</p> <p>、指定通所支援等基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援等基準条例第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第81条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の12及び第200条の20第2項において「指定居宅介護事業</p>
---	---

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として

厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

## 2・3 (略)

(管理者)

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

## 第8条～第24条 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

## 2・3 (略)

(管理者)

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

## 第8条～第24条 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) (略)

<p>(居宅介護計画の作成) 第26条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を</p> <p style="text-align: center;">交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第27条～第29条 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第31条～第43条の4 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス (以下この節において「基準該当</p>	<p>(居宅介護計画の作成) 第26条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<b>利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）</b>に交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<b>第1項</b>の居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第27条～第29条 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</b></p> <p>第31条～第43条の4 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス (以下この節において「基準該当</p>
--	--

居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として

厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

## 2・3 (略)

(管理者)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**同一敷地内にある他の**事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

## 第46条・第47条 (略)

(運営に関する基準)

## 第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで、第4節(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。)及び第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは

居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として**こども家庭庁長官及び厚生労働大臣**が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

## 2・3 (略)

(管理者)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**当該基準該当居宅介護事業所以外の**事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

## 第46条・第47条 (略)

(運営に関する基準)

## 第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで、第4節(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。)及び第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは

<p>「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、第47条第1項第1号中「第44条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第44条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第50条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（<b>昭和22年法律第164号</b>）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第52条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第52条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号。第52条第3項において「指定入所施設等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満た</p>	<p>「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、第47条第1項第1号中「第44条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第44条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項」と読み替える<b>ほか、<u>重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第44条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える</u></b>ものとする。</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第50条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法 第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第52条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第52条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号。第52条第3項において「指定入所施設等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満た</p>
--	--



<p>すことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法<b>第6条の2の2第3項</b>に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第51条（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第52条～第54条（略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第55条（略）</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>厚生労働大臣</b>の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（利用者負担額に係る管理）</p> <p>第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又</p>	<p>すことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法<b>第7条第2項</b>に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第51条（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第52条～第54条（略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第55条（略）</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>主務大臣</b>の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（利用者負担額に係る管理）</p> <p>第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又</p>
---	---

<p>は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>厚生労働大臣</b>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>第57条（略）</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第58条（略）</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p> <p><b>2・3</b>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<b>行い</b></p> <p>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p>	<p>は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<b>主務大臣</b>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>第57条（略）</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第58条（略）</p> <p><b>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</b></p> <p><b>3・4</b>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<b>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</b>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力</b></p>
---	--

<p><b>3・4</b> (略)</p> <p><b>5</b> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者 に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、<b>第4項</b>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p><b>8・9</b> (略)</p> <p><b>10</b> 第2項から<b>第7項</b>までの規定は、<b>第8項</b>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第60条 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第61条～第77条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p><b>等について丁寧に把握しなければならない。</b></p> <p><b>4・5</b> (略)</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者<b>及び当該利用者</b>に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<b>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</b>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、<b>第5項</b>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>8</b> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者<b>及び指定特定相談支援事業者等</b>に交付しなければならない。</p> <p><b>9・10</b> (略)</p> <p><b>11</b> 第2項から<b>第8項</b>までの規定は、<b>第9項</b>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第60条 (略)</p> <p><b>2</b> <b>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</b></p> <p>第61条～第77条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>
---	--

<p>第1節 (略)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から (ウ) までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活</p>	<p>第1節(略)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から (ウ) までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を</p>
--	--

<p>を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7（略）</p> <p>第80条～第93条（略）</p> <p>第5節（略）</p> <p>第94条の2・第94条の3（略）</p> <p>（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</p> <p>第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密</p>	<p>営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7（略）</p> <p>第80条～第93条（略）</p> <p>第5節（略）</p> <p>第94条の2・第94条の3（略）</p> <p>（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</p> <p>第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密</p>
--	---

<p>着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓練 (機能訓練) (第148条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第158条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援等基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援等基準条例第77条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<b>第148条の3</b>及び第158条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。</p>	<p>着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓練 (機能訓練) (第148条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第158条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援等基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援等基準条例第77条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<b>第148条の4</b>及び第158条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。</p>
---	---

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等  
 が提供する指定小規模多機能型居宅介護  
 (指定地域密着型サービス基準条例第8  
 1条に規定する指定小規模多機能型居宅  
 介護をいう。)、指定看護小規模多機能型  
 居宅介護(指定地域密着型サービス基準  
 条例第190条に規定する指定看護小規  
 模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介  
 護予防小規模多機能型居宅介護(指定地  
 域密着型介護予防サービス基準条例第4  
 3条に規定する指定介護予防小規模多機  
 能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下  
 「指定小規模多機能型居宅介護等」とい  
 う。)のうち通いサービス(指定地域密着  
 型サービス基準条例第82条第1項若し  
 くは第191条第1項又は指定地域密着  
 型介護予防サービス基準条例第44条第  
 1項に規定する通いサービスをいう。以下  
 同じ。)の利用定員(当該指定小規模多  
 機能型居宅介護事業所等の通いサービス  
 の利用者の数と共生型通いサービスを受  
 ける障害者及び障害児の数の合計数の1  
 日当たりの上限をいう。以下この条、**第  
 148条の3**及び第158条の3におい  
 て同じ。)を登録定員の2分の1から15  
 人(登録定員が25人を超える指定小規  
 模多機能型居宅介護事業所等にあつて  
 は、登録定員に応じて、次の表に定める  
 利用定員、サテライト型指定小規模多機  
 能型居宅介護事業所等にあつては、12  
 人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3)～(5) (略)

第94の5～第103条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等  
 が提供する指定小規模多機能型居宅介護  
 (指定地域密着型サービス基準条例第8  
 1条に規定する指定小規模多機能型居宅  
 介護をいう。)、指定看護小規模多機能型  
 居宅介護(指定地域密着型サービス基準  
 条例第190条に規定する指定看護小規  
 模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介  
 護予防小規模多機能型居宅介護(指定地  
 域密着型介護予防サービス基準条例第4  
 3条に規定する指定介護予防小規模多機  
 能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下  
 「指定小規模多機能型居宅介護等」とい  
 う。)のうち通いサービス(指定地域密着  
 型サービス基準条例第82条第1項若し  
 くは第191条第1項又は指定地域密着  
 型介護予防サービス基準条例第44条第  
 1項に規定する通いサービスをいう。以下  
 同じ。)の利用定員(当該指定小規模多  
 機能型居宅介護事業所等の通いサービス  
 の利用者の数と共生型通いサービスを受  
 ける障害者及び障害児の数の合計数の1  
 日当たりの上限をいう。以下この条、**第  
 148条の4**及び第158条の3におい  
 て同じ。)を登録定員の2分の1から15  
 人(登録定員が25人を超える指定小規  
 模多機能型居宅介護事業所等にあつて  
 は、登録定員に応じて、次の表に定める  
 利用定員、サテライト型指定小規模多機  
 能型居宅介護事業所等にあつては、12  
 人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3)～(5) (略)

第94の5～第103条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

<p>4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、<b>厚生労働大臣</b>が定めるところによるものとする。</p> <p>(指定短期入所の取扱方針) 第105条(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2・3</b>(略)</p> <p>第106条～第112条(略)</p> <p>第2節(略) (従業者の員数) 第113条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として<b>厚生労働大臣</b>が定めるものでなければならない。</p> <p>4(略)</p> <p>第114条～第118条(略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第119条(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2・3</b>(略)</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成) 第120条(略)</p>	<p>4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、<b>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣</b>が定めるところによるものとする。</p> <p>(指定短期入所の取扱方針) 第105条(略)</p> <p><b>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</b></p> <p><b>3・4</b>(略)</p> <p>第106条～第112条(略)</p> <p>第2節(略) (従業者の員数) 第113条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として<b>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣</b>が定めるものでなければならない。</p> <p>4(略)</p> <p>第114条～第118条(略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第119条(略)</p> <p><b>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</b></p> <p><b>3・4</b>(略)</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成) 第120条(略)</p>
--	--



<p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、<b>第29条</b>、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第42条まで及び第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第121条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第123条～第141条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第142条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p>	<p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<b>利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に</b>交付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、<b>第29条、第30条第4項</b>、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第42条まで及び第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第121条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第123条～第141条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第142条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p>
--	---

<p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士<b>又は作業療法士</b> の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>第143条～第147条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第148条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条及び第86条の2から第93条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第148条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第148条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<b>同条第8項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と、第76条第2項第1</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b> の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>第143条～第147条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第148条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条及び第86条の2から第93条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第148条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第148条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<b>同条第9項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と、第76条第2項第1</p>
---	---

号中「第59条」とあるのは「第148条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第148条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第148条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第148条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第148条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第148条の2 （略）

（新設）

号中「第59条」とあるのは「第148条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第148条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第148条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第148条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第148条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第148条の2 （略）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第148条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同

<p><b>第148条の3・第148条の4</b> (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第149条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(</p> <p>以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等      であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等      を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能</p>	<p><u>じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><b>第148条の4・第148条の5</b> (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第149条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(<b>第149条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。</b>以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等<b>又は指定通所リハビリテーション事業者</b>であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等<b>又は指定通所リハビリテーション</b>を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能</p>
---	--

<p>訓練室 の面積を、指定通 所介護等 の利用者の数と基準該当自立訓練（機 能訓練）を受ける利用者の数の合計数で 除して得た面積が3平方メートル以上で あること。</p> <p>(3) <b>指定通所介護事業所等の</b> 従業者の員数 が、当該指定通所介護事業所等 が提 供する指定通所介護等 の利用者の数を指定通所 介護等 の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓 練）を受ける利用者の数の合計数である とした場合における当該指定通所介護事 業所等 として必要とされる数以上で あること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第149条の2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>訓練室<b>又は指定通所リハビリテーション 事業所の専用の部屋等</b>の面積を、指定通 所介護等<b>又は指定通所リハビリテーシ ョン</b>の利用者の数と基準該当自立訓練（機 能訓練）を受ける利用者の数の合計数で 除して得た面積が3平方メートル以上で あること。</p> <p>(3) <b>指定通所介護事業所等又は指定通所リ ハビリテーション事業所の</b>従業者の員数 が、当該指定通所介護事業所等<b>又は当該 指定通所リハビリテーション事業所</b>が提 供する指定通所介護等<b>又は指定通所リハ ビリテーション</b>の利用者の数を指定通所 介護等<b>又は指定通所リハビリテーシ ョン</b>の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓 練）を受ける利用者の数の合計数である とした場合における当該指定通所介護事 業所等<b>又は当該指定通所リハビリテーシ ョン事業所</b>として必要とされる数以上で あること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第149条の2 (略)</p> <p><u>(病院又は診療所における基準該当障害福祉 サービス（自立訓練）に関する基準）</u> <b>第149条の3 地域において自立訓練（機 能訓練）が提供されていないこと等により 自立訓練（機能訓練）を受けることが困難 な障害者に対して病院又は診療所（以下「病 院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」 という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係 る基準該当障害福祉サービス（以下この条 において「病院等基準該当自立訓練（機能 訓練）」という。）に関して病院等基準該 当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき 基準は、次のとおりとする。</b></p> <p><b>(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練） を行う事業所（次号において「病院等基 準該当自立訓練（機能訓練）事業者」と いう。）の専用の部屋等の面積を、病院等 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける 利用者の数で除して得た面積が3平方メ</b></p>
--	--

<p>第150条～第157条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第86条の2から第93条まで、第146条及び第147条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第156条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条第</p>	<p><u>一トル以上であること。</u></p> <p><b><u>(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）</u></b>  <b><u>事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又イロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。</u></b></p> <p><b><u>ア 利用者の数が10人以下の場合専ら該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。</u></b></p> <p><b><u>イ 利用者の数が10人を超える場合専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</u></b></p> <p><b><u>(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）</u></b>  <b><u>を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></b></p> <p>第150条～第157条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第86条の2から第93条まで、第146条及び第147条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第156条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条第</p>
---	---

2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第158条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第159条～第170条（略）

（準用）

第171条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条、第146条及び第156条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第171条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第171条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第5

2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第158条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第159条～第170条（略）

（準用）

第171条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条、第146条及び第156条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第171条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第171条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第5

4条第1項」とあるのは「第171条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第171条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第171条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 第172条～第188条（略）

（準用）

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは

4条第1項」とあるのは「第171条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第171条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第171条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 第172条～第188条（略）

（準用）

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条、**第179条第6項**及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは



「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第189条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、

**第180条第1項**中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第190条～第192条（略）

（準用）

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条（第1項を除く。）、第146条

、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計

「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第189条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、**第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。**

第190条～第192条（略）

（準用）

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条（第1項を除く。）、第146条、**第179条第6項**、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計

<p>画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 59 条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「前条」とあるのは「第 193 条において準用する前条」と、第 76 条第 2 項第 1 号中「第 59 条」とあるのは「第 193 条において準用する第 59 条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 54 条第 1 項」とあるのは「第 193 条において準用する第 19 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 66 条」とあるのは「第 193 条において準用する第 89 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 193 条」と、第 93 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 193 条において準用する前条」と、第 145 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と</p> <p>、第 180 条第 1 項中「第 184 条」とあるのは「第 193 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第 193 条の 1～第 193 条の 5 (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第 193 条の 6 (略)</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>(実施主体)</p> <p>第 193 条の 7 指定就労定着支援事業者は、<b><u>過去 3 年間に</u></b>において平均 1 人以上、<b><u>通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス</u></b></p>	<p>画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 59 条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「前条」とあるのは「第 193 条において準用する前条」と、第 76 条第 2 項第 1 号中「第 59 条」とあるのは「第 193 条において準用する第 59 条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 54 条第 1 項」とあるのは「第 193 条において準用する第 19 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 66 条」とあるのは「第 193 条において準用する第 89 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 193 条」と、第 93 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 193 条において準用する前条」と、第 145 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、<b><u>第 179 条第 6 項中「賃金及び第 3 項に規定する工賃」とあるのは「第 192 条第 1 項の工賃」と</u></b>、第 180 条第 1 項中「第 184 条」とあるのは「第 193 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第 193 条の 1～第 193 条の 5 (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第 193 条の 6 (略)</p> <p><b><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></b></p> <p>(実施主体)</p> <p>第 193 条の 7 指定就労定着支援事業者は、<b><u>生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに</u></b></p>
--	---

<p><b>事業者</b></p> <p>でなければならない。 い。</p> <p>第193条の8～第193条の13（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア <u>利用者の数が30以下 1以上</u></p> <p>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター</b>でなければならない。 い。</p> <p>第193条の8～第193条の13（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア サービス管理責任者が常勤である場合次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 <u>（ア）利用者の数が60以下 1以上</u> <u>（イ）利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数</u> <u>（ア）利用者の数が30以下 1以上</u> <u>（イ）利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2（略）</p> <p><b>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく</b></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>第193条の15・第193条の16 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第193条の17</u> 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をい</p>	<p><u>指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p><u>4</u> 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p><u>5・6</u> (略)</p> <p>第193条の15・第193条の16 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
---	--

う。) でなければならない。

(定期的な訪問 による支援)

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより

、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第193条の19 (略)

(準用)

第193条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と

、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第15章 (略)

第1節 (略)

第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営

(定期的な訪問等による支援)

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に 利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第193条の19 (略)

(準用)

第193条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第15章 (略)

第1節 (略)

第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営

むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護 その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的

に行うものでなければならない。

## 第2節 (略)

(従業員の員数)

第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令**（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「**区分省令**」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分省令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分省令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ **区分省令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 (略)

(従業員の員数)

第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令**（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「**区分命令**」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分命令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分命令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ **区分命令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>第196条・第197条 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>(入退居) 第197条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助 を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第197条の3・第197条の4 (略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針) 第197条の5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第197条の6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第196条・第197条 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>(入退居) 第197条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第197条の3・第197条の4 (略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針) 第197条の5 (略)</p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第197条の6 (略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p>
---	--





**(新設)**

第200条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、**第75条**、第76条、第89条、第91条、第93条及び第156条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働

**法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**

**4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**

第200条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第76条、第89条、第91条、第93条及び第156条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働

大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

## 第5節（略）

### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる**入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の**

援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ**又は食事**の介護 **その他の日常生活上の援助**

を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

## 第5節（略）

### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる**相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な**援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ**若しくは食事**の介護**その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

<p>第2款（略）</p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <b>区分省令</b>第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <b>区分省令</b>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <b>区分省令</b>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ <b>区分省令</b>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>（3）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第200条の5～第200条の9（略）</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>第200条の7～第200条の9（略）</p> <p><u>（協議の場の設置等）</u></p>	<p>第2款（略）</p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア <b>区分命令</b>第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ <b>区分命令</b>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ <b>区分命令</b>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ <b>区分命令</b>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>（3）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第200条の5～第200条の9（略）</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>第200条の7～第200条の9（略）</p> <p><u>（地域との連携等）</u></p>
--	---

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要

<p>(準用)</p> <p>第200条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、<b>第75条</b>、第76条、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6まで及び第198条の3から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の11において読み替えて準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の</p>	<p><u>な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><b>7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</b></p> <p>(準用)</p> <p>第200条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第76条、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6まで及び第198条の3から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の11において読み替えて準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の</p>
---	--

2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

## 第6節（略）

### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第200条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第200条の22において読み替えて準用する第59条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助

（第200条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第200条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介

2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

## 第6節（略）

### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第200条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第200条の22において読み替えて準用する第59条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助**又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**（第200条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第200条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介

護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ**又は食事**の介護 その他の日常生活上の援助

を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第200条の14～第200条の21（略）

（準用）

第200条の22 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、**第75条**、第76条、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から**第197条の6**まで、第198条、第198条の2及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の22において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の22において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の22において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の22において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第93条第1

護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ**若しくは食事**の介護その他の日常生活上の援助**又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第200条の14～第200条の21（略）

（準用）

第200条の22 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第76条、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から**第197条の7**まで、第198条、第198条の2及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の22において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の22において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の22において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の22において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第93条第1

項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

#### 第16章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第201条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、**指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）**及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第142条第6項及び第7項、第152条第6項、第162条第4項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする

項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

#### 第16章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第201条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所

及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第142条第6項及び第7項、第152条第6項、第162条第4項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする



<p>ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、<b>指定医療型児童発達支援事業所</b>及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第142条第1項第2号及び第8項、第152条第1項第3号及び第7項、第162条第1項第3号及び第5項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>第17章 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第148条、<b>第148条の4</b>、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12</p>	<p>ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第142条第1項第2号及び第8項、第152条第1項第3号及び第7項、第162条第1項第3号及び第5項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>第17章 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第148条、<b>第148条の5</b>、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12</p>
---	---

並びに第193条の20において準用する場合を含む。)、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、**第148条の4**、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。)、第197条の3第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

#### 附 則

第1条 (略)

第2条 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令**第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

並びに第193条の20において準用する場合を含む。)、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、**第148条の5**、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。)、第197条の3第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

#### 附 則

第1条 (略)

第2条 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令**第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

<p>ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次項において「基準省令」という。）附則第18条の2第1項に規定する期日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<b><u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u></b>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、基準省令附則第18条の2第2項に規定する期日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次項において「基準省令」という。）附則第18条の2第1項に規定する期日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<b><u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u></b>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、基準省令附則第18条の2第2項に規定する期日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第9章(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第10章～附則(略)</p> <p>第1条(略)</p> <p>(定義) 第2条(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <b>法第5条第23項</b>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)(略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章<b>及び第8章</b>から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3(略)</p>	<p>目次 第1章～第9章(略)</p> <p><b>第9章の2 就労選択支援</b></p> <p><b>第1節 基本方針(第160条の2)</b></p> <p><b>第2節 人員に関する基準(第160条の3・第160条の4)</b></p> <p><b>第3節 設備に関する基準(第160条の5)</b></p> <p><b>第4節 運営に関する基準(第160条の6～第160条の9)</b></p> <p>第10章～附則(略)</p> <p>第1条(略)</p> <p>(定義) 第2条(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <b>法第5条第24項</b>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)(略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章、<b>第8章、第9章及び第10章</b>から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3(略)</p>

第4条～第160条（略）	第4条～第160条（略）
<u>（新設）</u>	<b>第9章の2 就労選択支援</b>
<u>（新設）</u>	<b>第1節 基本方針</b>
<u>（新設）</u>	<p><b>第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</b></p>
<u>（新設）</u>	<b>第2節 人員に関する基準</b>
<u>（新設）</u>	<u>（従業者の員数）</u>
	<p><b>第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。</b></p>
	<p><b>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</b></p>
	<p><b>3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</b></p>
<u>（新設）</u>	<u>（準用）</u>
	<p><b>第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</b></p>

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第3節 設備に関する基準</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(準用)</u>  <u>第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(実施主体)</u>  <u>第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(評価及び整理の実施)</u>  <u>第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集</u></p>

	<p><u>して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> <p><u>第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（準用）</u></p> <p><u>第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条（第2項第1号を除く。）、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条及び第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に</u></p>

<p>第161条～第170条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第171条～第183条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第184条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第145条<b>及び第146条</b>の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第9条第</p>	<p><u>規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第91条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第161条～第170条（略）</p> <p><u>（就労選択支援に関する情報提供）</u></p> <p><b>第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</b></p> <p>第171条～第183条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第184条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第145条、<b>第146条及び第170条の2</b>の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第9条第</p>
---	--



1項中「第31条」とあるのは「第183条の2」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第184条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第184条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第184条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第184条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第185条～第188条 (略)

(準用)

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条、第179条第6項及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とある

1項中「第31条」とあるのは「第183条の2」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第184条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第184条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第184条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第184条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第185条～第188条 (略)

(準用)

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条、**第170条の2**、第179条第6項及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とある

のは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第189条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第190条～第192条（略）

（準用）

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条（第1項を除く。）、第146条、第179条第6項、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」

のは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第189条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第190条～第192条（略）

（準用）

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条（第1項を除く。）、第146条、**第170条の2**、第179条第6項、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」

<p>と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第193条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第193条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第193条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第145条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第193条において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第193条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第193条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第145条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<b>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業</b>、放課後等デイサービス（<b>同条第4項</b>に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<b>同条第5項</b>に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（<b>同条第6項</b>に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業</p> <p>、放課後等デイサービス（<b>同条第3項</b>に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<b>同条第4項</b>に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（<b>同条第5項</b>に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>

<p>第3条～第15条（略）</p> <p>（療養介護の取扱方針） 第16条（略）</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p> <p><b><u>2・3</u></b>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第17条（略）</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<b><u>行い</u></b></p> <p>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p> <p><b><u>3・4</u></b>（略）</p> <p><b><u>5</u></b> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し</p>	<p>第3条～第15条（略）</p> <p>（療養介護の取扱方針） 第16条（略）</p> <p><b><u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></b></p> <p><b><u>3・4</u></b>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第17条（略）</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<b><u>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u></b>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b><u>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></b></p> <p><b><u>4・5</u></b>（略）</p> <p><b><u>6</u></b> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者<b><u>及び当該利用者</u></b>に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<b><u>当該利用者の生活に対する意向等を改め</u></b></p>
---	--

<p>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、<b>第4項</b>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に</p> <p>に交付しなければならない。</p> <p><b>8・9</b> (略)</p> <p><b>10</b> 第2項から<b>第7項</b>までの規定は、<b>第8項</b>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第18条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第19条～第38条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第39条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>て確認するとともに</b>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、<b>第5項</b>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>8</b> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者<b>及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）</b>に交付しなければならない。</p> <p><b>9・10</b> (略)</p> <p><b>11</b> 第2項から<b>第8項</b>までの規定は、<b>第9項</b>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第18条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>2</b> <b>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</b></p> <p>第19条～第38条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第39条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

<p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第40条～第51条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第40条～第51条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p>
--	--

<p>第52条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～9（略）</p> <p>第53条（略）</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活<b>又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項</b>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>	<p>第52条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～9（略）</p> <p>第53条（略）</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活<b>又は社会生活を営むことができるよう、第61条の2</b>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>
---	--



<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<b>同条第8項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<b>同条第9項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第56条～第59条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中</p>	<p>第56条～第59条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中</p>

<p>「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<b>同条第8項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第61条（略）</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p> <p>第62条（略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第63条 <b><u>就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）</u></b>に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>第64条～第68条（略）</p> <p>（準用）</p>	<p>「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<b>同条第9項</b>中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第61条（略）</p> <p><b><u>（規模）</u></b></p> <p><b><u>第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></b></p> <p>第62条（略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第63条 <b><u>就労移行支援事業所</u></b>に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>第64条～第68条（略）</p> <p>（準用）</p>
--	--

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第70条～第87条（略）

第9章（略）

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、**第38条**、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第70条～第87条（略）

第9章（略）

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業

<p>所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例74号。以下「指定通所支援等基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、<b><u>指定医療型児童発達支援(指定通所支援等基準条例第61条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)</u></b>の事業又は指定放課後等サービス(指定通所支援等基準条例第71条に規定する指定放課後等サービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第89条～第91条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例74号。以下「指定通所支援等基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業</p> <p>又は指定放課後等サービス(指定通所支援等基準条例第71条に規定する指定放課後等サービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6章～附則（略）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第60条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><b><u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2―第60条の8）</u></b></p> <p>第6章～附則（略）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から<b><u>第5章まで及び第6章から</u></b>第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第60条（略）</p> <p><b><u>第5章の2 就労選択支援</u></b></p> <p><b><u>（基本方針）</u></b></p> <p><b><u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定</u></b></p>

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>(規模)</u></p> <p><u>第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理者 1</u></p> <p><u>(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上</u></p> <p><u>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p><u>第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p> <p><u>第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じ</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じ</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第61条～第68条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第69条～第83条 (略)</p>	<p><u>て公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第62条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(就労選択支援に関する情報提供)</p> <p><u>第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>第69条～第83条 (略)</p>
---	---



<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで<b>及び第53条</b>の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、<b>第53条及び第68条の2</b>の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第85条・第86条 (略)</p>	<p>第85条・第86条 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中</p>	<p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、<b>第68条の2</b>、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号</p>

<p>「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p><u>以下(略)</u></p>	<p>中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p><u>以下(略)</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第5条 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第70号)の一部を次のとおり改正する

改正前	改正後
目次 (略)	目次 (略)
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) ~ (11) (略)	(1) ~ (11) (略)
<p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働大臣</b>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。</p>	<p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<b>主務大臣</b>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。</p>
(13) ~ (16) (略)	(13) ~ (16) (略)
(指定障害者支援施設等の一般原則) 第3条 (略)	(指定障害者支援施設等の一般原則) 第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>(新設)</u>	<p>4 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p>5 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障</u></p>

<p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p><b>害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</b></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>
---	---

<p>イ (略)</p> <p>ウ ア (イ) の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、1以上とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア (ア) の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ ア (イ) の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、1以上とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア (ア) の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う</p>
---	---

<p>能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第24条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針) 第25条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b><u>2・3</u></b> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第26条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を<b><u>行い</u></b> 、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第24条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針) 第25条 (略)</p> <p><b><u>2</u></b> <b><u>指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></b></p> <p><b><u>3・4</u></b> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第26条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を<b><u>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u></b>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。<b><u>この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></b></p> <p><b><u>3</u></b> <b><u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力</u></b></p>
--	--

<p><b>3・4</b> (略)</p> <p><b>5</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、</p> <p style="text-align: right;">前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、<b>第4項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に</p> <p style="text-align: right;">に交付しなければならない。</p> <p><b>8・9</b> (略)</p> <p><b>10</b> 第2項から<b>第7項</b>までの規定は、<b>第8項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p><b>等について丁寧に把握しなければならない。</b></p> <p><b>4・5</b> (略)</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者<b>及び当該利用者</b>に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等<b>(地域移行等意向確認担当者を含む。)</b>を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<b>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</b>、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、<b>第5項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>8</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<b>及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者</b>に交付しなければならない。</p> <p><b>9・10</b> (略)</p> <p><b>11</b> 第2項から<b>第8項</b>までの規定は、<b>第9項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>2</b> <b>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用</b></p>
---	--





<p>第28条～第49条（略）</p> <p>（協力医療機関等） 第50条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第28条～第49条（略）</p> <p>（協力医療機関等） 第50条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
---	---

<p><u>(新設)</u></p> <p>第51条～第56条 (略)</p> <p><u>(地域との連携)</u></p> <p><u>第57条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>第58条～第61条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第51条～第56条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第58条～第61条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第6条 千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
（障害者支援施設の一般原則） 第3条（略）	（障害者支援施設の一般原則） 第3条（略）
2・3（略）	2・3（略）
<u>（新設）</u>	<p><b><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></b></p>
<u>（新設）</u>	<p><b><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></b></p>
第4条～第10条（略）	第4条～第10条（略）
（職員の配置の基準）	
第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	
（1）（略）	（1）（略）
（2）（略）	（2）（略）

<p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p>
---	---

<p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士<b>又は作業療法士</b>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士<b>又は作業療法士</b>の数は、1以上とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士<b>又は作業療法士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針) 第18条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士言語聴覚士</b>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>の数は、1以上とする。</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士、<b>作業療法士又は言語聴覚士</b>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針) 第18条 (略)</p> <p><b>2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ</b></p>
---	---

<p><b>2・3</b> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「<u>アセスメント</u>」という。)を<b>行い</b></p> <p style="padding-left: 40px;">、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>3・4</b> (略)</p> <p><b>5</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し</p> <p style="padding-left: 40px;">、前項に規定する施設障害福祉</p>	<p><b>るよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</b></p> <p><b>3・4</b> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「<u>アセスメント</u>」という。)を<b>行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u></b>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。<b><u>この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「<u>地域移行等意向確認担当者</u>」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></b></p> <p><b>3 <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></b></p> <p><b>4・5</b> (略)</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者<b>及び当該利用者</b>に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等<b>(<u>地域移行等意向確認担当者を含む。</u>)</b>)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、<b><u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u></b>、前項に規定する施設障害福祉</p>
---	--

<p>サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>6</b> サービス管理責任者は、<b>第4項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p><b>8・9</b> (略)</p> <p><b>10</b> 第2項から<b>第7項</b>までの規定は、<b>第8項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第20条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><b>7</b> サービス管理責任者は、<b>第5項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><b>8</b> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<b>及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者</b>に交付しなければならない。</p> <p><b>9・10</b> (略)</p> <p><b>11</b> 第2項から<b>第8項</b>までの規定は、<b>第9項</b>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務) 第20条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><b>2</b> <u>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u> <b>第20条の2</b> <u>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並び</u></p>
--	--

<p>(新設)</p>	<p>に市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「<u>地域連携推進会議</u>」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、<u>地域連携推進会議</u>において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 <u>障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p><u>（地域移行等意向確認担当者の選任等）</u></p> <p><u>第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「<u>地域移行等意向確認等</u>」という。）を適切に行うため、<u>地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></u></p> <p>2 <u>地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、<u>地域移行等意向確認等</u>を実施し、アセスメントの際に<u>地域移行等意向確認等</u>において把握し、又は確認し</u></p>
-------------	---





<u>活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u>	
第45条・第46条（略）	第45条・第46条（略）
以下（略）	以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第7条 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章(略)</p> <p><b>第3章 医療型児童発達支援</b></p> <p>第4章～第8章(略)</p> <p>第1条(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 <b>法第6条の2の2第9項</b>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <b>指定障害児通所支援事業者等</b> 法第21条の5の3第1項に規定する<b>指定障害児通所支援事業者等</b>をいう。</p> <p>(3)～(9)(略)</p> <p>(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<b>指定障害児通所支援事業者等</b>が受けることをいう。</p> <p>(11)・(12)(略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<b>第61条に規定</b></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章(略)</p> <p><b>第3章 削除</b></p> <p>第4章～第8章(略)</p> <p>第1条(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 <b>法第6条の2の2第8項</b>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <b>指定障害児通所支援事業者</b> 法第21条の5の3第1項に規定する<b>指定障害児通所支援事業者</b>をいう。</p> <p>(3)～(9)(略)</p> <p>(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<b>指定障害児通所支援事業者</b>が受けることをいう。</p> <p>(11)・(12)(略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業</p>

<p><b>する指定医療型児童発達支援の事業、</b>第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第81条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第161条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。</p>	<p>、第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第81条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第161条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。</p>
<p><b>（指定障害児通所支援事業者等</b>の一般原則）</p>	<p><b>（指定障害児通所支援事業者</b>の一般原則）</p>
<p>第3条 <b>指定障害児通所支援事業者等</b>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p>	<p>第3条 <b>指定障害児通所支援事業者</b>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p>
<p>2 <b>指定障害児通所支援事業者等</b>は、当該<b>指定障害児通所支援事業者等</b>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p>	<p>2 <b>指定障害児通所支援事業者</b>は、当該<b>指定障害児通所支援事業者</b>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p>
<p>3 <b>指定障害児通所支援事業者等</b>は、地域及</p>	<p>3 <b>指定障害児通所支援事業者</b>は、地域及</p>

<p>び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <b>指定障害児通所支援事業者等</b>は、当該<b>指定障害児通所支援事業者等</b>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<b>指導及び訓練</b></p> <p style="text-align: right;">を行うもの</p> <p>でなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくだん）吸引その他<b>厚生労働大臣</b>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児</p>	<p>び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <b>指定障害児通所支援事業者</b>は、当該<b>指定障害児通所支援事業者</b>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<b>支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）</b>を行うものでなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくだん）吸引その他<b>こども家庭庁長官</b>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児</p>
--	---

<p>に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><b>3 前項</b>の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><b>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</b></p> <p><b>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</b></p> <p><b>6 第3項</b>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければなら</p>	<p>に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><b>3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</b></p> <p><b>4 第2項</b>の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><b>5 前項</b>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければなら</p>
--	--

<p>ない。</p> <p><b>7</b> 第1項第2号ア、<b>第4項第1号及び</b>次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><b>8</b> <u>第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>9</b> <b>前項</b>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<b>同一敷地内にある他</b>の事業所、施設等の職務に従事させる</p>	<p>らない。</p> <p><b>6</b> 第1項第2号ア<b>及び</b>次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><b>7</b> <u>第1項（第1号を除く。）</u>、<b>第2項及び第4項</b>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p><b>8</b> <u>第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p><b>9</b> <b>前2項</b>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<b>当該指定児童発達支援事業所以外</b>の事業所、施設等の職務に従事させる</p>
---	---

<p>ことができる。</p> <p>第8条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<b>指導訓練室</b>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>指導訓練室は、訓練</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<b>指導訓練室</b>、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）、医務室、相談室、調理室<b>及び便所</b>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。<u>ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 <u>前項</u>に規定する設備の基準は、次のとおりとする。<u>ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <b>指導訓練室</b></p> <p>(2)（略）</p>	<p>ことができる。</p> <p>第8条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<b>発達支援室</b>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>発達支援室は、支援</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<b>発達支援室</b>、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、<b>便所及び静養室</b>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>発達支援室</b></p> <p>(2)（略）</p>
---	---



<p>3 <u>第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。</u></p> <p>4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員) 第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>第12条～第22条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額等の受領) 第23条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>の支払を受けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第2項に掲げる設備を除き</u>、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員) 第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 <u>(児童発達支援センターであるものを除く。)</u>にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>第12条～第22条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額等の受領) 第23条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める額</u>の支払を受けるものとする。</p> <p><u>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p><u>(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。))を除く。以下同じ。)</u>に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p>
--	---

4 前項第1号に掲げる費用については、**厚生労働大臣** が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の**指定障害児通所支援事業者等**が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した**指定障害児通所支援事業者等**に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の**支給**を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の**額**を通知しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、**次条第1項**に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(新設)

4 前項第1号に掲げる費用については、**こども家庭庁長官**が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の**指定障害児通所支援事業者**が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した**指定障害児通所支援事業者**に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費**又は肢体不自由児通所医療費の支給**を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費**及び肢体不自由児通所医療費の額**を通知しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、**第27条第1項**に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

**2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが**

<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>自ら評価</u></p> <p style="padding-left: 40px;">を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>保護者による評価</u></p> <p style="padding-left: 40px;">を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>5</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>前項の評価及び改善の内容を</u></p> <p style="padding-left: 40px;">インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>できるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）</u>を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）</u>を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>7</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、</u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p><u>第26条の2</u> <u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>
--	---

(新設)

(児童発達支援計画の作成等)  
第27条(略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、

障害児

の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、

指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

**第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。**

(児童発達支援計画の作成等)  
第27条(略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、**第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた**指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含

<p>めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、</p> <p style="text-align: center;">障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p>交付しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p><u>(指導、訓練等)</u></p> <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p>	<p>めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で</u>、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者<u>及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者</u>に交付しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p><u>(支援)</u></p> <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。</p>
---	---

<p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<b>指導、訓練等</b>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<b>指導、訓練等</b>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<b>指導、訓練等</b>を受けさせてはならない。</p> <p>第31条～第34条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>第36条～第38条の2 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<b>指導訓練室</b>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第40条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<b>支援</b>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<b>支援</b>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<b>支援</b>を受けさせてはならない。</p> <p>第31条～第34条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費<b>又は肢体不自由児通所医療費</b>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>第36条～第38条の2 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<b>発達支援室</b>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第40条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<b>保護者</b>との連携が図られるよう、<b>保護者</b>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>第43条～第48条</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法<b>第5条第18項</b>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第56条 基準該当児童発達支援事業所は、<b>指導訓練</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>指導訓練</b>を行う場所は、<b>訓練</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>第57条～第60条の2 (略)</p> <p>第3章 <b>医療型児童発達支援</b></p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<b>通所給付決定保護者</b>との連携が図られるよう、<b>通所給付決定保護者</b>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第42条 指定児童発達支援事業者<b>(治療を行うものを除く。)</b>は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>第43条～第48条</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法<b>第5条第19項</b>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第56条 基準該当児童発達支援事業所は、<b>発達支援</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>発達支援</b>を行う場所は、<b>支援</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>第57条～第60条の2 (略)</p> <p><b>(削除)</b></p>
---	--

<p>第1節 <u>基本方針</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第61条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第2節 <u>人員に関する基準</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第62条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第63条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3節 <u>設備に関する基準</u></p> <p>(設備)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第64条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4節 <u>運営に関する基準</u></p> <p>(利用定員)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第65条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(通所利用者負担額等の受領)</p> <p><u>第66条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p>	<p>(削除)</p>



<p><u>第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</u></p>	
<p><u>第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(運営規程)</u></p>	
<p><u>第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(情報の提供等)</u></p>	
<p><u>第69条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(準用)</u></p>	
<p><u>第70条 第12条から第22条まで、第24条、第26条(第4項及び第5項を除く。)から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

「第69条」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第70条において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第66条」と、第26条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第27条第1項中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第70条において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項、第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第28条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第70条において準用する次条」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第70条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第68条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第70条において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第70条において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第70条において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

第4章（略）

第1節（略）

第71条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために**必要な訓練**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該

第4章（略）

第1節（略）

第71条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために**必要な支援**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該

<p>障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<b>指導及び訓練</b>を行うものでなければならない。</p> <p>第72条・第73条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第74条 指定放課後等デイサービス事業所は、<b>指導訓練室</b>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>指導訓練室は、訓練</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第75条～第78条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第79条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<b>指導訓練</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>指導訓練</b>を行う場所は、<b>訓練</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第79条の2～第80条の2（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第80条の3（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<b>心理指導担当職員</b>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び</p>	<p>障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<b>支援</b>を行うものでなければならない。</p> <p>第72条・第73条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第74条 指定放課後等デイサービス事業所は、<b>発達支援室</b>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>発達支援室は、支援</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第75条～第78条（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第79条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<b>発達支援</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<b>発達支援</b>を行う場所は、<b>支援</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第79条の2～第80条の2（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第80条の3（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<b>心理担当職員</b>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び</p>
--	--

集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

第80条の4～第80条の8（略）

（準用）

第80条の9 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第69条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第80条の8」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第80条の7第2項」と、第26条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第1項中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第80条の9において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項並びに

集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

第80条の4～第80条の8（略）

（準用）

第80条の9 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第6項及び第7項を除く。）、第26条の2、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第80条の8」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第80条の7第2項」と、第26条第1項中「第27条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第27条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第1項中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第80条の9において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項及び

同条第2項、**第4項**

から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第80条の9において準用する次条」と、第43条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、**第54条第2項第1号**

中「第21条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第80条の9において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

第81条～第87条（略）

（準用）

第88条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（**第4項及び第5項**を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条、**第49条、第50条**、第51条第1項、第52条から第54条まで、**第69条の2**

同条第2項中「**児童発達支援計画**」とあるのは「**居宅訪問型児童発達支援計画**」と、**同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項**から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第80条の9において準用する次条」と、第43条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第54条第2項第1号**

中「第21条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第80条の9において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

第81条～第87条（略）

（準用）

第88条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項を除く。）、**第26条の3**、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条**から第50条まで**、第51条第1項、第52条から第54条まで

及び第80条の6から第80条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第88条において準用する第80条の8」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第88条において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第88条において準用する第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条において準用する第80条の7第2項」と、第26条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と

**、第27条**

**第1項**中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第88条において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項、**第2項、第4項**

から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、**第28条**中「前条」とあるのは「第88条において準

及び第80条の6から第80条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第88条において準用する第80条の8」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第88条において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第88条において準用する第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条において準用する第80条の7第2項」と、第26条第1項中「**第27条第1項**」とあるのは「第88条において準用する**第27条第1項**」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、**同条第6項**中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、**第27条第1項**中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第88条において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項及び**第2項**中「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と、**第4項**中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、**第5項**中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、**第6項**から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、**第28条**中「前条」とあるのは「第88条において準

用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第88条において準用する次条」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と

、第54条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第88条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第88条において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第88条において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第88条において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第88条において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第7章（略）

（従業者の員数に関する特例）

第89条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで及び第5項、第6条（**第3項及び第6項**を除く。）、**第62条**、第72条第1項から第3項まで及び第5項、第80条の3第1項並びに第82条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第4項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、

用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第88条において準用する次条」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と**、第54条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第88条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第88条において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第88条において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第88条において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第88条において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第7章（略）

（従業者の員数に関する特例）

第89条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで及び第5項、第6条（**第4項及び第5項**を除く。）、第72条第1項から第3項まで及び第5項、第80条の3第1項並びに第82条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第3項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、

同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第62条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第72条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第80条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第82条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

#### 第90条（略）

（利用定員に関する特例）

第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、**第65条**及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、**第65条**及び第75条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、**指定医療型児童**

#### 同条第6項

中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」

とあるのは、「当該多機能型事業所」と、第72条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第80条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第82条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

#### 第90条（略）

（利用定員に関する特例）

第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条 及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条 及び第75条の規定にかかわらず、指定児童発達支援**又は**指定放課後等デイサービスの



**発達支援又は指定放課後等デイサービスの**利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、**指定医療型児童発達支援の事業**又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、**第65条**及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。）の事業を併せて行う場合にあつては、第11条、**第65条**及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

（電磁的記録等）

第92条 **指定障害児通所支援事業者等**及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第54条の5、第58条、**第70条**、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）、第17条（第54条の5、第58条、**第70条**、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処

利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業 又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条 及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。）の事業を併せて行う場合にあつては、第11条 及び第75条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

（電磁的記録等）

第92条 **指定障害児通所支援事業者** 及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第54条の5、第58条 、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）、第17条（第54条の5、第58条 、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う

<p>理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <b>指定障害児通所支援事業者等</b>及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>以下(略)</p>	<p>ことができる。</p> <p>2 <b>指定障害児通所支援事業者</b> 及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>以下(略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第8条 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条（略）	第1条（略）
（定義）	（定義）
第2条（略）	第2条（略）
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）
<p>（5）指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（<b>法第24条の24第2項</b>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p>	<p>（5）指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（<b>法第24条の24第3項</b>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p>
<p>（6）入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（<b>法第24条の24第2項</b>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p>	<p>（6）入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（<b>法第24条の24第3項</b>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p>
（7）～（11）（略）	（7）～（11）（略）
<p>（11）法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び<b>法第24条の24第2項</b>の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（法第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」と</p>	<p>（11）法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び<b>法第24条の24第3項</b>の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（法第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」と</p>

<p>いう。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項(法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県等が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)</p> <p>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、<b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。)</b>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ</p>	<p>いう。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項(法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県等が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)<b>及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)</b>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、<b>障害福祉サービス</b></p> <p>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ</p>
---	---

<p>ならない。</p> <p>(従業者の員数) 第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ主として肢体不自由 (法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。) のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<b>心理指導を行う</b>必要があると認められる障害児5人以上に<b>心理指導を行う場合には心理指導担当職員</b>を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する<b>心理指導担当職員</b>は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) の規定による大学 (短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設備) 第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>ならない。</p> <p>(従業者の員数) 第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ主として肢体不自由 (法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。) のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<b>心理支援を行う</b>必要があると認められる障害児5人以上に<b>心理支援を行う場合には心理担当職員</b>を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する<b>心理担当職員</b>は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) の規定による大学 (短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設備) 第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
---	---

<p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<b>訓練室</b>、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<b>訓練室</b>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <b>訓練室、屋外訓練場</b>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>(入所利用者負担額等の受領)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<b>厚生労働大臣</b> が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p> <p>(指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第20条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画 に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<b>支援室</b>、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<b>支援室</b>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <b>支援室、屋外遊戯場</b>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>(入所利用者負担額等の受領)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<b>子ども家庭庁長官</b>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p> <p>(指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第20条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画<b>及び移行支援計画</b>に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><b>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</b></p>
---	--

<p><u>(新設)</u></p> <p><b>2・3</b> (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等) 第21条(略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下<u>この条において「アセスメント」という。</u>)を<u>行い、</u></p> <p style="text-align: right;">障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b>3・4</b> (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児</p> <p style="text-align: right;">に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>3</b> <u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p><b>4・5</b> (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等) 第21条(略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を<u>行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><b>3・4</b> (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</u>に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p><u>(移行支援計画の作成等)</u> <b>第21条の2</b> <u>指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、</u></p>
---	---

<p>(児童発達支援管理責任者の責務)  第22条 児童発達支援管理責任者は、<b>前条</b>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p><u>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。</u></p> <p><u>6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。</u></p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)  第22条 児童発達支援管理責任者は、<b>前2条</b>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活</u></p>
---	--



<p><b>(指導、訓練等)</b></p> <p>第25条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<b>指導、訓練等</b>を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<b>指導、訓練等</b>を行わなければならない。</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を<b>指導、訓練等</b>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<b>指導、訓練等</b>を受けさせてはならない。</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第31条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る<b>厚生労働大臣</b>が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>第32条～第38条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</b></p> <p><b>(支援)</b></p> <p>第25条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<b>支援</b>を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<b>支援</b>を行わなければならない。</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を<b>支援</b>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<b>支援</b>を受けさせてはならない。</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第31条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る<b>こども家庭庁長官</b>が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>第32条～第38条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--



<p>(従業者の員数) 第52条(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) <b>心理指導</b>を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。))を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</p> <p>(4)・(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>第2節(略)</p> <p>(設備) 第53条(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <b>訓練室</b>及び浴室を有すること。</p> <p>2(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <b>屋外訓練場</b>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<b>指導する</b>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>以下(略)</p>	<p>(従業者の員数) 第52条(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) <b>心理支援</b>を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。))を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</p> <p>(4)・(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>第2節(略)</p> <p>(設備) 第53条(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <b>支援室</b>及び浴室を有すること。</p> <p>2(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <b>屋外遊戯場</b>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<b>支援する</b>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>以下(略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第2条第11号及び第12号、第5条第1項、第7条、第44条第1項、第48条第2項、第55条第2項及び第56条、第104条第4項、第113条第3項、第195条第1項第2号、第200条の4第1項第2号アからエまでの規定及び附則第2条第1項及び第2項の改正規定、第5条中千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第2条第12号の改正規定、第7条中千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条第2項及び第23条第4項の改正規定並びに第8条中千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定障害児入所施設基準条例」という。）第17条第4項及び第31条の改正規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定、第7条中指定通所支援基準条例第49条第1項の改正規定並びに第8条中指定障害児入所施設基準条例第46条第1項の改正規定は公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス等基準条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第197条の7第2項及び第3項（新指定障害福祉サービス等基準条例第200条の22において準用する場合を含む。）並びに第200条の10第2項及び第3項、第5条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第27条の2第2項及び第3項並びに第6条の規定による改正後の千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス等基準条例第197条の7第4項（新指定障害福祉サービス等基準条例第200条の22において準用する場合を含む。）及び第200条の10第4項、新指定障害者支援施設基準条例第27条の2第4項、新障害者支援施設基準条例第20条の2第4項並びに第7条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第26条の2（新指定通所支援基準条例第54条の5、第58条、第77条、第77条の2、第80条及び第80条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

第3条 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第27条の3第1項及び新障害者支援施設基準条例第20条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、新指定障害者支援施設基準条例第27条の3第2項及び新障害者支援施設基準条例第20条の3第2項の規定の適用については、これらの規定中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

第4条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

第5条 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

第7条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。